

館山市議会政務活動費の交付に関する条例

(平成 13 年条例第 12 号)

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 100 条第 14 項から第 16 項までの規定に基づき、館山市議会議員（以下「議員」という。）の市政に関する調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として政務活動費を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象)

第 2 条 政務活動費は、館山市議会における会派（所属議員が 1 人の場合を含む。以下「会派」という。）に対して交付する。

(交付額及び交付の方法)

第 3 条 政務活動費の年額は、4 月 1 日（4 月 1 日から 5 月 31 日までの間に任期満了による一般選挙が行われる場合は、当該選挙による議員の任期の初日から起算して 30 日目に当たる日とする。以下「基準日」という。）における当該会派の所属議員数に 10 万円を乗じて得た額とする。

2 基準日において、議員の辞職、失職、除名若しくは死亡又は所属会派からの脱退があった場合は、当該議員は前項の所属議員に含まないものとする。

3 基準日において議会の解散があった場合は、当該年度においては、政務活動費を交付しないものとする。

(交付申請等)

第 4 条 会派の代表者は、政務活動費の交付を受けようとするときは、毎年度、市長に対し、議長を経由して政務活動費の交付の申請を行わなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査の上、政務活動費の交付の決定を行い、議長を経由して当該会派の代表者に通知するものとする。

(所属議員数の異動に伴う調整等)

第5条 政務活動費の交付を受けた会派において、年度の途中で所属議員数に異動が生じた場合は、所属議員数が減少した会派の当該異動時の政務活動費の残余额を当該会派の異動前の所属議員数で除した額に異動した議員数を乗じて得た額（以下「調整額」という。）により、既に交付した政務活動費の額の調整を行うものとする。この場合において、当該異動により所属議員数が減少する会派については既に交付した政務活動費の額から調整額を減じ、所属議員数が増加する会派については既に交付した政務活動費の額に調整額を加えるものとする。

2 市長は、前項の規定により政務活動費の額の調整を行った場合は、交付すべき政務活動費の額を再決定し、議長を経由して当該会派の代表者に通知するものとする。この場合において、既に交付した政務活動費の額が再決定された政務活動費の額を上回るときは、当該会派は、当該上回る額を返還し、既に交付した政務活動費の額が再決定された政務活動費の額を下回るときは、市長は、当該下回る額を追加して交付するものとする。

（政務活動費を充てることができる経費の範囲）

第6条 政務活動費は、会派が行う調査研究、研修、広報、広聴、住民相談、要請、陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動（次項において「政務活動」という。）に要する経費に対して交付する。

2 政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。

（経理責任者）

第7条 会派は、政務活動費に関する経理責任者を置かなければならない。

2 前項の経理責任者は、政務活動費について会計帳簿を整理するとともに、領収書等の証拠書類を整理し、これらの書類を当該政務活動費の支出があった年度の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保管しなければならない。

（収支報告書の提出）

第8条 政務活動費の交付を受けた会派の代表者は、規則で定めるところにより、領収書又はこれに準ずる書類を添付して政務活動費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を作成し、議長に提出しなければならない。

2 前項の収支報告書は、前年度の交付に係る政務調査費について、毎年4月30日までに提出しなければならない。

3 政務活動費の交付を受けた会派が解散したときは、前項の規定にかかわらず、当該会派の代表者であった者は、解散の日から起算して30日以内に収支報告書を議長に提出しなければならない。

4 議長は、収支報告書の提出を受けた場合は、速やかに当該収支報告書の写しを市長に送付するものとする。

（政務活動費の返還）

第9条 政務活動費の交付を受けた会派は、その年度において交付を受けた政務活動費の総額から当該会派がその年度において第6条に定める経費の範囲に基づいて支出した総額を控除して残余がある場合は、当該残余の額を返還しなければならない。

（収支報告書の保存及び開示）

第10条 議長は、第8条第1項又は第3項の規定により提出された収支報告書を、それぞれ同項に定める提出期限の日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

2 収支報告書は、館山市情報公開条例（平成16年条例第1号）の定めるところにより、開示するものとする。

（透明性の確保）

第11条 議長は、第8条第1項の規定により提出された収支報告書について必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

（委任）

第12条 この条例に定めるもののほか、政務活動費の交付等に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第3条第1項の規定の適用については、平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間においては同項中「10万円」とあるのは、「7万円」とする。

附 則 (平成14年5月20日条例第17号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成16年3月26日条例第1号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成16年10月1日から施行する。

附 則 (平成20年9月30日条例第24号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成22年3月19日条例第1号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年2月28日条例第2号)

(施行期日)

1 この条例は、平成25年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の館山市議会政務活動費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以降に交付される政務活動費について適用し、同日前に交付された政務調査費については、なお従前の例による。

別表（第6条第2項）

項目	内容
研究研修費	会派が研究会若しくは研修会を開催するために必要な経費又は会派の所属する議員が他の団体の開催する研究会若しくは研修会に参加するために要する経費 (会場費, 講師謝金, 出席者負担金・会費, 旅費等)
調査旅費	会派の行う調査研究活動のために必要な先進地調査又は現地調査に要する経費 (旅費等)
資料作成費	会派の行う調査研究活動のために必要な資料の作成に要する経費 (印刷製本代, 翻訳料, 事務機器購入, リース代等)
資料購入費	会派の行う調査研究活動のために必要な図書, 資料等の購入に要する経費
広報費	会派の調査研究活動, 議会活動及び市の政策について住民に報告し, PRするために要する経費 (広報紙, 報告書印刷費, 送料, 会場費等)
広聴費	会派が住民からの市政及び会派の政策等に対する要望又は意見を吸収するための会議等に要する経費 (会場費, 印刷費, 茶菓子代等)
要請・陳情活動費	会派が要請, 陳情活動を行うために必要な経費
会議費	会派が行う各種会議, 団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派としての参加に要する経費
人件費	会派の行う調査研究活動を補助する職員を雇用する経費
事務所費	会派の行う調査研究活動のために必要な事務所の設置又は管理に要する経費 (事務所の賃借料, 維持管理費, 備品, 事務機器購入, リース代等)
その他の経費	上記以外の経費で会派の行う調査研究活動に必要な経費